

鳥取労働局発表  
平成28年12月14日(水)

担 当	鳥取労働局労働基準部
	監督課
	課長 津田 恵史
	監察監督官 久保田 剛
	電話 0857-29-1703
	健康安全課
課長 木村 靖	
主任安全専門官 横野 洋一	
電話 0857-29-1704	

## 事業附属寄宿舍・建設業附属寄宿舍における火災による 災害防止等の徹底を要請

～鳥取労働局長が建設業関係団体・寄宿舍の設置事業者に要請～

平成28年12月4日、鳥取県内の社員寮において火災が発生し、負傷するという災害が発生しました。

このことを受け、鳥取労働局（局長：内田敏之<sup>うちだとしゆき</sup>）では、同種災害の再発防止のため、建設業関係団体及び労働基準法上の寄宿舍（※）の設置事業者に対して、寄宿舍における火災による災害防止の徹底について要請しました。

### 【要請の主な内容】

- 1 避難階段又は避難器具は、各階に適当に設置され、容易に屋外の安全な場所に通じるものとなっているか。  
（建設業附属寄宿舍規程第8条第3項）
- 2 避難階段又は避難器具及びこれらに通じる通路については、避難用の表示を行っているか。また、常時安易に避難できるようにしてあるか。  
（事業附属寄宿舍規程第12条、建設業附属寄宿舍規程第9条第1項）
- 3 避難を要する場合を考慮して適当に配置された2以上の出入口を設けているか（常時10人に満たない者が寄宿する場合を除く。）。  
（建設業附属寄宿舍規程第10条第1項）
- 4 出入口の戸は外開戸又は引戸としているか。また、容易に外部に避難できるようにしてあるか。  
（事業附属寄宿舍規程第13条、建設業附属寄宿舍規程第10条第2項）
- 5 非常ベル、サイレン等の警報設備を設けているか。また、常時有効に作動するようにしてあるか。  
（事業附属寄宿舍規程第13条の2、建設業附属寄宿舍規程第11条第1項）
- 6 消火器等の消火設備は設けているか。また、有効に消火できるようにしているか。  
（事業附属寄宿舍規程第14条、建設業附属寄宿舍規程第12条第1項）
- 7 寄宿する者に対し、6か月以内ごとに1回、避難及び消火の訓練を行っているか。  
（建設業附属寄宿舍規程第12条の2）

※ 労働基準法上の寄宿舍

事業経営の必要上その一部として設置されたもので、常態として相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備える寄宿舍を言う。

恒久的に設置される「事業附属寄宿舍」と、建設業において設置期間が予定されている「建設業附属寄宿舍」に大別される。